

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 2 号

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の
一部を改正する条例

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年
小牧市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第22条第2項中「及び粗大ごみ」を「、粗大ごみ及び処分に特別な処
理を要する廃棄物であって規則で定めるもの（以下「特定ごみ」という。）」
に改める。

別表第1に次のように加える。

特定ごみ	市が収集及び運搬したもの	1個につき	1,050円
------	--------------	-------	--------

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第21条第2項
の改正規定は、公布の日から施行する。